

佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針の競争性の確保に関する内規

平成 26 年 10 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この内規は、佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針（平成 25 年 5 月 24 日制定。以下「実施方針」という。）に定める目的を達成するため、市が実施する公共調達に際し適正な競争原理のもと業者間の競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この内規において「市内業者」とは、市内に本店又は本店機能を有し、現に人的営業実態を伴う個人事業主を含む業者をいう。

2 この内規において「準市内業者」とは、市内に支店、営業所、出張所その他支店等に準ずる営業機能を有し、現に人的営業実態を伴う個人事業主を含む業者をいう。

(適用対象)

第 3 条 この内規の適用対象は、実施方針の「9 分野別対象範囲及び取扱方法」に定める分野のうち(3)の物品調達に係る指名競争入札及び見積書の徴取による随意契約（以下「入札等」という。）であって、購入予定価格が 5 万円を超えるものとする。

(適用期間)

第 4 条 この内規の適用となる期間は、佐久市の発注する物品の購入、製造、委託等の業務に係る競争入札等に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 19 年佐久市告示第 34 号）第 3 条本文に規定する定期審査（以下「定期審査」という。）又は同条ただし書に規定する定期審査以外において行う審査（以下「中間審査」という。）を単位とし、各審査ごとに定められた競争入札等参加資格の有効期間内とする。

(選定範囲の拡大)

第 5 条 市長は、次のいずれにも該当する入札等が 3 回以上連続して生じたときは、実施方針の「6 実施方針」に基づき選定業者の対象範囲（以下「選定範囲」という。）の拡大を行うものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

- (1) 物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「名簿」という。）に定める同一の種別・営業品目に係る入札等
- (2) 前号の場合において、指名した選定業者が全て同一である入札等
- (3) 前 2 号の場合において、応札した業者が 1 業者であった入札等又は全ての業者が辞退した入札等

2 選定範囲の拡大は、その拡大により競争性の確保を図ることができるものでなければならない。

3 市長は、前 2 項に基づき選定範囲の拡大を行うときは、佐久市重要物品購入審査委員会（以下「委員会」という。）において検証を行うものとする。

(選定範囲の見直し)

第 6 条 市長は、前条第 1 項各号に定める入札等が生じたときは、同条第 3 項に規定する

検証を行った後、委員会において選定範囲の見直しを随時行うことができる。

- 2 選定範囲の見直しについては、出席委員の半数以上の賛成をもって準市内業者を含む選定範囲（以下「準選定範囲」という。）を定めることができるものとする。
- 3 前項の規定による準選定範囲については、市長が承認した日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による準選定範囲の業者選定において、市内2業者以上の応札が3回以上連続しているものを確認した場合は、委員会において準選定範囲の選定に関し再度検証及び見直しを行い、当初の選定範囲に戻すことができるものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（対象業者への通知及び周知）

第7条 前条の規定により選定範囲の見直しを行ったときは、名簿に登録されている対象となる市内業者及び準市内業者に次に定める事項を記載の上通知し、周知を図るものとする。

- (1) 見直しを行った種別・営業品目
- (2) 見直し後の選定範囲の適用年月日及び変更年月日並びにその適用期間
- (3) 選定範囲の変更理由

附 則

この内規は、制定の日から施行する。